

ぜったいやめて！ 「不法投棄」



環境課資源リサイクル係 ☎ 25 1149

悪質な不法投棄には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられています。市としても、悪質な不法投棄には警察などと協力して厳正に対処し

厳しい罰則



山林に不法投棄された廃棄物

海、川、山林、道路わきなどへみだりに廃棄物を捨てた「不法投棄」は法律で禁止されていますが、市内では不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は、土地の所有者への多大な迷惑行為であるとともに、鳥羽市の美しい景観を損ねたり、水質や土壌が汚染したりと環境へも影響を与えます。

市民全員で不法投棄の防止に取り組みしましょう。



ごみが散乱しているほか、草刈りがされていないなど、管理が行き届いていない土地は不法投棄されやすくなります。普段から草刈りや枝払いを行ったり柵やフェンスを設けたりするなど、不法投棄されないように所有地を管理することが大切です。

不法投棄されない環境づくりを



不法投棄警告看板

ていきます。不法投棄は絶対に行わないでください。

適切なごみ処理にご協力をお願いします。

区分	例	出し方
可燃ごみ	生ごみ、長ぐつ、かばん、チューブ（歯みがき粉、調味料）、プラスチック製のおもちゃ、紙くず、草、葉っぱ、木の枝	市指定ごみ袋（黄色の袋）に入れて、各地区の収集日に集積場所へ出してください。
金属類	なべ、やかん、フライパン、粉ミルク缶、傘、かなづち、カセットコンロ、その他金属製品	
資源化物	ペットボトル、段ボール、雑誌、飲料缶、びん類、ガラス・陶磁器類、乾電池、スプレー缶、トレイ類、発泡スチロール	各地区の収集日にリサイクル集積場所に出すか、鳥羽市リサイクルパークへ持ち込んでください。
小型家電	電子レンジ、掃除機、ドライヤー、デジタルカメラ、プリンタ	
粗大ごみ	タンス、ベッド、畳、カーペット、自転車	やまだエコセンターに直接持ち込むか、市の許可業者に依頼してください。
事業系ごみ	生ごみ、紙類などの燃やせるごみ（金属くずや廃プラスチックなどは産業廃棄物となるため、やまだエコセンターへは持ち込めません）	やまだエコセンターへ直接持ち込むか、市の許可業者に依頼してください。
処理困難物・危険物	タイヤ、農漁業用具、消火器、バッテリー	専門業者または購入店に依頼してください。
家電リサイクル製品	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン	購入店へ回収を依頼するか、郵便局でリサイクル券を購入して伊勢市上地町にある夏山金属株式会社（☎ 0596 25 1101）へ持ち込んでください。

※くわしくは、家庭のごみの分け方・出し方分別辞典をご覧ください。（市ホームページにも掲載しています）